防地協第7046号 30.4.26 一部改正 防地在第11933号 令和3年7月1日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長 (公印省略)

提供手続の適時適切な実施について(通知)

- 1 平成30年の会計検査院による随時報告において、施設整備が完了した施設等の受渡しの状況について、28年度末時点で提供の合意に係る手続をとっていない施設等で、工事完了後3年以上を経過しているものが、5防衛局で工事件数183件見受けられ、このため、国有提供施設等所在市町村助成交付金が算定されないこととなっているとの問題を指摘した上で、在日米軍において既に使用を開始するなどしている施設等について、引き続き施設等の提供のための手続を適切に行うこととの所見が示された。
- 2 このため、提供手続について、以下のとおり改善措置を講ずることとするので、その実施に遺漏なきを期されたい。
- (1)施設整備工事完了から閣議請議までの提供手続の標準処理期間を6か月として早期処理に取り組むこととし、このため、各地方防衛局長は、施設整備工事完了後4か月以内の極力早期に地方協力局長あて提供の上申を行うこと。
- (2) 地方協力局及び各地方防衛局の担当部署間で共通の様式を用いて定期的に 提供手続の実施状況を確認し、地方協力局においてとりまとめることにより、 進捗管理を行うこと。

なお、実施の細部については、地方協力局在日米軍協力課長が定める。

(3) 各地方防衛局における提供手続の過程において、従来、以下のような遅延

要因が認められることから、閣議決定を要する提供手続の重要性を再認識し、各地方防衛局において各過程で適時適切な事務処理が図られるよう改善を図ること。

- ア 実施合意と一致しない施設整備工事がなされたことによる提供手続の混 乱
- イ 工事担当課から財産管理担当課への国有財産等目録の送付の漏れや遅延
- ウ 財産管理担当課による米側への財産受渡事務の遅延
- エ 財産管理担当課と上申担当課との間及び上申担当課における上申事務の 遅延

配付区分:地方協力局総務課長、地方協力局地域社会協力総括課長、地方協力局東日本協力課長、地方協力局西日本協力課長、地方協力局環境政策課長、地方協力局在日米軍協力課長